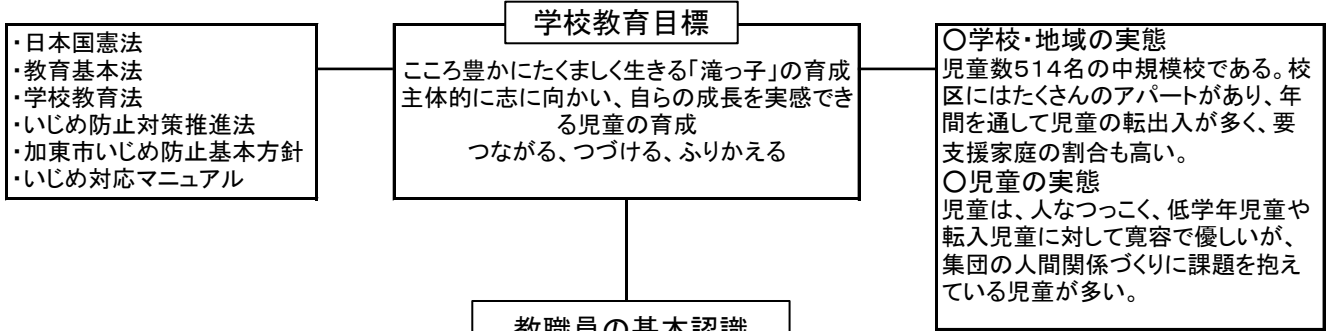
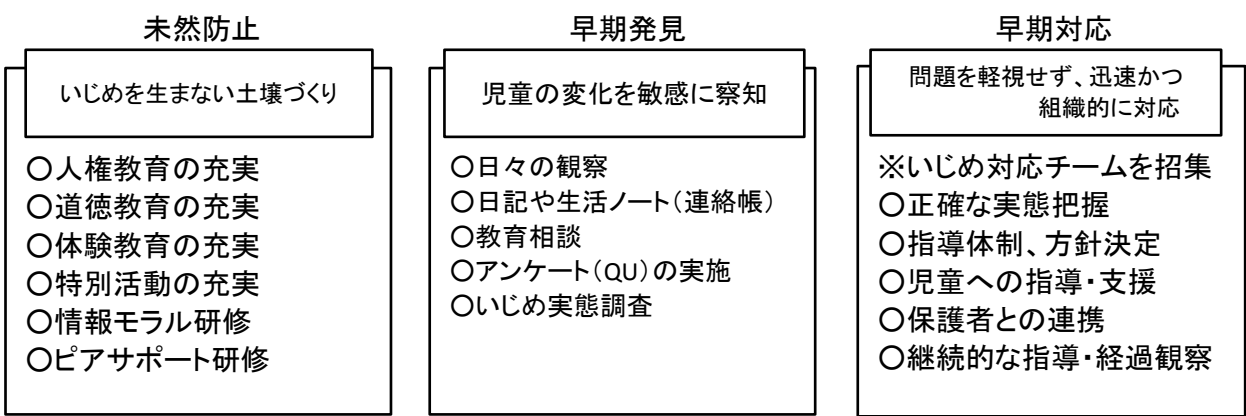


# 平成30年度いじめ防止基本方針全体計画



- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。  
 ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。  
 ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。  
 ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。  
 ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。  
 ⑥いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。  
 ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。  
 ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。



※「いじめ対応チーム」の設置について

- ◎生徒指導委員会に「いじめ対応チーム」を設置する。
- ◎「いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラーなどにより構成する。

